

# 文教大学で 学ぶにあたり

## 学生の皆さんへ

文教大学では、健全な研究活動の実現とそのための環境作りを推進しています。これは、教員・職員・大学院生の研究活動だけを対象とするものではありません。学部学生の普段の授業でのレポート作成や発表、卒業論文制作なども対象となります。

まず、大学での学びが研究活動であるということを、文教大学の学生として自覚してください。そして、研究活動におけるルールを十分に理解・遵守し、自覚と責任をもって、大学での学びに臨んでください。

この教材でお伝えする内容を十分に理解し、文教大学の学生としての自覚を改めて確かなものとし、学生生活をより実りあるものにしてください。





# 文教大学では、以下の規程等を定め、 研究不正行為の防止に取り組んでいます。

## 文教大学研究 倫理規程より

「研究者は、本学の建学の理念である人間愛に基づき、個人の尊厳と人権を尊重し、学術研究の発展のため、良心と信念に従い誠実な行動をしなければならない。」

この規程において、「研究活動の不正行為」とは、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、他者の研究成果の盗用及び研究費の不正使用をいいます。本規程は、研究活動の不正行為防止のための体制を整備し、法令その他本学の定める規程等の遵守及び教職員の意識向上を図り、もって研究活動に対する社会の信頼を確保することを目的としています。そのため、研究活動の不正に関する本学内外からの通報及び相談を受け付ける窓口を大学事務局学長室に設置しています。

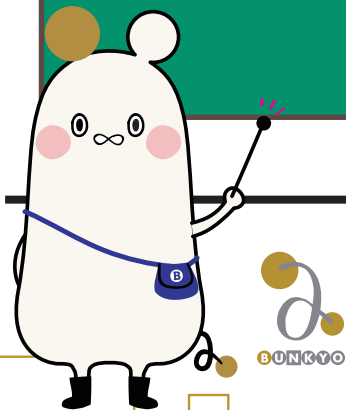
## 文教大学の 研究活動における 不正行為防止に 関する規程より

### 不正のない研究活動を

研究不正行為を行った場合、学則・学内諸規程等によって処分の対象となることがあります。処分を受けることによって、自身の学修・研究計画ひいては将来に支障をきたすことになり、社会的信頼を失うこととなります。

ここに書かれていることは、大学で行われる全ての研究活動に適用されます。つまり、ゼミの活動や卒業研究はもちろん、授業内の課題（レポート等）にも及ぶ場合があります。

不正行為のない研究活動を行うとともに、不正を生まない雰囲気・環境づくりに心がけましょう。



# 文教大学

発行：文教大学教育研究推進センター  
TEL：(越谷) 048-974-8811 (湘南) 0467-53-2111  
URL：<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/kksc/>